

令和元年度 第2回臨時庁議要旨

日時：令和2年3月13日（金）

午後5時～同20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市中小企業者に対する融資利子補給事業について（産業部）

新型コロナウイルス感染拡大をはじめ、令和元年台風第19号や株式会社ヤマニシの会社更生法適用などの発生により、設備への被害、売上の大幅な減少など、市内中小企業者の経営環境に直接的及び間接的な影響がでている状況である。

本事業を実施することにより、中小企業者について、設備の復旧資金や売上減少による当面の運転資金調達を円滑にする。

(1) 主な内容

【概要】

自然災害などの直接的な被害や連鎖倒産などの間接的被害を受けた中小企業者の資金調達円滑化を図るため、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

【利子補給対象融資】

- ・宮城県中小企業経営安定資金（災害復旧対策資金・セーフティネット資金）
- ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付・セーフティネット貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付・小規模事業者経営改善資金（マル経融資特枠））
- ・商工組合中央金庫（災害復旧資金・セーフティネット資金）

※ 災害復旧対策資金、災害復旧貸付及び災害復旧資金は、激甚災害指定又は災害救助法適用など国が指定する災害を対象とするもの。

セーフティネット貸付及びセーフティネット資金は、1号（連鎖倒産防止）、4号（自然災害等）に該当するもの。

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する制度。

マル経融資は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で行う融資。今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、特枠として融資限度額1,000万円が設定されたもの。

【利子補給の内容】

- ① 利子補給率：年利1.0%
- ② 融資限度額：1企業あたり2,000万円
- ③ 対象期間：借入実行日から3年間
- ④ 限度額：3年間の利子総額のうち1企業あたり50万円

(2) 今後の予定

令和2年3月17日 令和元年度及び令和2年度補正予算（債務負担行為）について、市議会第1回定例会に追加提案

3月31日 （仮称）石巻市中小企業災害等資金利子補給交付要綱の制定
（施行予定年月日：令和2年4月1日）

※なお、同要綱の附則において、令和元年10月12日の台風第19号災害救助法適用、令和2年2月20日の株式会社ヤマニシの会社更生法適用に伴うセーフティネット1号適用及び令和2年3月2日の新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット4号適用により、それぞれ遡及して適用する。

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策案 第2弾について（財務部）

以上